

【犯罪被害者等】

基本方針

〈現状〉

- 犯罪被害に遭われた人やその家族及び遺族は、犯罪の行為により受けた生命、身体、財産上の直接的被害にとどまらず、二次的被害と言われる精神面での深刻な打撃を受けています。このような犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、平成17年(2005年)4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。平成23年(2011年)3月策定の「第2次犯罪被害者等基本計画」では被害者の損害回復、経済的支援等が、平成28年(2016年)策定の第3次計画では犯罪被害者支援の充実に関し、相談体制の充実等が挙げられています。令和3年(2021年)3月策定の第4次計画では様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援としてインターネット上の誹謗中傷等への適切な対応が掲げられています。
- 本市においては、「第2次犯罪被害者等基本計画」の策定により、見舞金制度を盛り込んだ「姫路市犯罪被害者等支援条例」を平成23年(2011年)4月に施行し、同条例に基づく支援を行っています。

〈教育及び啓発の方針〉

国、県、警察及び公益社団法人ひょうご被害者支援センター等と連携を図りながら、犯罪被害者等に対する支援に取り組みます。

〈事業の柱〉

- ①啓発活動の推進
- ②支援活動の推進

実施計画

〈事業の柱〉

- ①啓発活動の推進
- ②支援活動の推進

| 事業名 | 事業内容 5年間(令和7年度～11年度) | 主管課(機構順) |
|---------|---|----------------------------|
| 啓発活動の推進 | ㊦国、県、警察及び公益社団法人ひょうご被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等に対し、各種の情報提供を行う。 ㊧犯罪被害者等の人権擁護に資するため、啓発誌や講演会・研修会などの啓発活動を推進する。 | 危機管理室 人権啓発課 人権啓発センター |
| 支援活動の推進 | 一時的な経済支援として見舞金を支給する。 | 危機管理室 |